各介護サービス事業所・施設 管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 介護サービス担当課長

安全運転管理者制度の周知について(通知)

このことについて、神奈川県警察本部交通部交通総務課長から依頼がありましたので通知します。

各介護サービス事業所・施設におかれましては、道路交通法に基づく安全運転管理者制度を確認し、安全運転管理者選任義務のある事業所・施設に該当する場合には、管轄する警察署への届出を行うとともに、引き続き交通事故防止に努めてくださるようお願いします。

問合せ先

高齢福祉課

在宅サービスグループ 江藤

電話 045-210-4840

福祉施設グループ 上野

電話 045-210-4851

保健・居住施設グループ 長崎

電話 045-210-4856

神交総発第164号 平成31年3月18日

神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部介護サービス担当課長 殿

神奈川県警察本部 交通部交通総務課長

安全運転管理者制度の周知について(依頼)

謹啓、春暖の候、皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素から交通警察をはじめ警察行政の各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年、神奈川県内において26,212件(前年比-2,328件)の人身交通事故が発生し、162人(前年比+13人)の方が交通事故によって亡くなられるなど大変に厳しい交通情勢でありました。

交通事故の内容を見ますと、業務中や通勤中の方による人身交通事故が9,412件で35.9%、亡くなられた方は43人で26.5%と大きな割合を占めておりますので、事業所等における運転者に対する安全運転教育や点呼等による安全運転管理業務が、交通事故防止に大きな役割を担っております。

御承知のとおり、道路交通法によって、一定台数以上の自家用自動車を業務で使用する事業所等においては、安全運転管理者を選任し、運転者に対して自動車の安全な運転に必要な業務を行わせることにより、道路交通法令の遵守や交通事故の防止を図ることとなっております。

つきましては、県内市町村及び貴管下通所介護事業所等に対しまして、改めて、安全運転管理者制度を周知していただき、該当する事業所等には確実に安全運転管理者を選任していただくとともに、管轄する警察署に届出していただきますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

謹白

担当: 神奈川県警察本部交通部交通総務課 髙橋 045-211-1212 内線 5081

安全運転管理者選任してますか?

安全運転管理者制度について

* 安全運転管理者制度とは? *

自動車の使用者は、一定台数以上の自家用自動車を保有する場合、安全運転管理者 及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)を選任し、公安委員会に 届け出なければなりません。

安全運転管理者等とは、事業所における交通事故を防止するため、事業所において、 運行管理や運転日誌の作成、安全運転の指導を行います。

安全運転管理者等が、管理下の運転者に安全運転教育や安全運転管理業務を行うことにより、交通事故防止につながっています。

運転者(従業員)

安全運転管理者等

自動車の使用者

公安委員会(警察署)







届出



* 安全運転管理者の選任義務 *

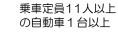
自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、

- 乗車定員11人以上の自動車は、1台以上
- その他の自動車は、5台以上

(自動二輪車(原付を除く)は0.5台で計算)

の車を使用する事業所ごとに安全運転管理者の選任義務があります。

5台以上の自家用自動車













- 安全運転管理者
- 1. 満20歳以上
- 2. 2年以上の実務経験

自家用自動車(白ナンバー)で規定台数以上があれば、安全運転管理者の選任義務があります。 業務用自動車(緑ナンバー)は、『運行管理者』の選任義務があります。

(道路交通法第74条の3、道路交通法施行規則第9条の8)

詳細は、神奈川県警察のホームページ

http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf0181.htm をご覧ください。

問合せ先

各警察署交通課交通総務係又は、

神奈川県警察本部交通部交通総務課安全係(045-211-1212)(代表)